（相模國）有浦氏文書

第三巻[illegible]

相模國

有浦氏文書

第三巻　七通

きよつ[illegible]しらうわかなの[illegible]
まつしさむくしまく又まさのちうのたちのと
又かしけくりのた又はまのうちそへいしはくりの
未又しきのうらの子乃たりてのうちの子の女あるく
らの子かちり等すらつけくらうちりこえたへたしか
けくらうまてなしのていこすはまらかやとこま
て又ゝるたらうちの子乃みおろそのかハさつハハ
たらのやまさかゝはさつハとしてまみこハリちり
をうさりてあちしてかけてさうまつし又いまあく
しハこそたへらし子乃やすのた又ありうのよし
あらのう佳てけみさきやさきていちやうあうあろし
はゝあうえうちうそもやにりんおきえた
斗としまこしもふつてんのとくハきよし
ちろはハけくろうてすまゝまうてあくいくるそくし
かてしもえしてたん人にふくあうし

文暦二年九月廿四日

[illegible] 在判

文暦二年ヨリ享保三年マテ四百八十五年

建長六年ヨリ享保三年マテ四百六十五年

肥前國御厨御庄志佐浦内[illegible]

[illegible]

はゝきゝえてさうらへとも、やかていりおはしまし候へし

ほとしまさしもりつてんのそりはきよし

ちかはりけるへさへまいらせあくりく候へし

かくてしかるへくてたゝ人にうるへし

文暦二年九月廿日

いろ〳〵のきまつ

在判

文暦二年ヨリ享保三年マテ四百八十五年

建長六年ヨリ享保三年マテ四百六十五年

肥前國御厨御庄志佐浦内御分南右行所

領進本名田目録事

合

一 頭田十七丁内（本田四丁 田斗五反代七）（三斗代田 十三丁七）

進本名十二丁（三斗代）

長田名二丁（本田て）

川尻のしらうの購名二作丁（本田七 田作七 ここ三丁七）（三斗代）（出田二丁五 長田一丁七反）

かくろう名二丁

件内進本内作、山口田一丁ハ除御年貢

以上皆先年不降し 又志佐内令在

自国内不降之無

一 麦畠ハ不知員数 赤木野ニ作之 御地子

老人地作分之

一 山内赤木野

一 藤尾

件所々脇雑事謂向者被依沙汰之上守

此内近年内佐々山口田一丁ハ治部卿押領
日并皆免之了、下行除之、又未作内令在
（島田内下行除之云）
一 麦島ハ不知員数、赤木野ニ作之、於地子
未作地治方在之
一 山内赤木野
一 蔵尾
件所々晴雄主殊向不能呂田庄色 上守
様状之上但停前知行之例、下行被沙汰之
一 地子地頭実法ハ一窪十般出れハ年之
干鮑夏五連、秋五連　これハ一般の出あうす
焼鮑せんさし日莫和布ニ丈きり
すしあわひ蒔新など
一 日吉百姓し在々之
一 領家方下向ニ海兼錦六豊弁之、松田ハ
之失人ハ不其外ハ一向非大之
右件所領注文当年分何事出来下行等可沙汰
如件
嘉元二年四月十六日
中務尉保淳

肥前国御厨御庄内浦分所領遊本名田
地頭代官職事

補任　秋武右馬允

右以人為彼職、自今年七月至于
明年七月、無相違可被領知之者也、件
名主年貢、卯半分候之、仍
随其旨可被計沙汰、但自前代為用
銭拾貫文請取、彼代ニ於国納来
参拾石内之免也、於相物新ハ不及
以此分米可致用也、於続等之、但無殺
可除沙汰干渟之、無相違候也、於
年貢所損之時、随限米、明年七月　於
以二千年可被入沙汰之、文自然成
有不可無其他之分、為文
麦此旨、改補他人之、彼名田限永
年、五十石米代、西可行之、別限無之文
以供不文可彼条、本役文書之為後日

名主方年貢諸公事沙汰可申候仍

随其旨可被計沙汰　但自然依有申

錢拾貫文借用　被仰付　御国納米

参拾石　右之免　被相新候之

以此外米可被申候　於様者　但多數

可被為請取之　於相違候者　お

年貢所務者　随帳中　可年十お

以二十年可被入沙汰　文自元成分

南木年[illegible]　文

麦此旨　役補他人之　被名田限永

年　五十石米代　百貫文　利限無之文

諸事文可被年続　本銭文之　内後日

為知状如件

慶長六年四月十七日

本主[illegible]村源衛門

請人長乃左衛門

同[illegible]

肥前國御厨御庄内浦分所領内近本
名田数十七丁也、自銭十貫文代、於國納米参拾
石、自今年七月至于明年七月、以彼名地子代御
可被沙汰取件参拾石米之由、相副證文等
注文去五月奉行与林武者所在高之由致
下向彼所之處、以浦子長三島中綱之本田三丁
作之、以領家御代官注文之、一丁三段三杖之、仍
毎年注文相違之間、林武者所令参之間畢
可之々而間之後申之、並先有其謂者也、子息
三島中綱掛替也、彼名内作十七丁也、仍相副先
度證文并得文、宜自今年七月至于明年霜
月、以彼名地子代銭、以二十年可被沙汰取件参
拾石米也、而於彼名自二十年内不被取充参拾
石米之雖然、於相結候浦領内所当之自
明年外、霜月至于明々年（丙辰）十二月、無違乱相違
林武者所之在高之所当、地子代銭一年被内
一向可被沙汰也、於追々者、全浦不可妨申候
上、於指沙汰之間、所当斗升不足由、林申之処彼
違乱者、於所当者限永代、可為林武者所
在高也、随其沙汰之、以此文書可被宛行
證文之者也、若於後日相継彼違乱者、自
親父清之手、石懐得之、宜代石成本一倍可致弁
之於浦件者一丁可為其後證也、為後
日亀鏡、仍證文之状如件

三島中ゟ収納米之儀者内作十七ヶ年作毛

度候之并当自今年七月至于明年霜

月之候者地下代官以二十ヶ年可被仰付取候件之

拾石米也　其上ニ付候者自二十ヶ年内不被取免参拾

石米不残之而於相納共御領内収納を自

明年より霜月至于明〻年（丙辰）十二月迄違乱相違

林式部大夫之高之収納地下代官一年ニ付

一向可被仰付候也　右追而之全済不可申候

上ニ而猶以他之　右御注寄斗り其外御拝之無役

違乱之於収納を限永代可為林式部大輔殿

在高也　然者到候文以其年可被免年

候之也　其儀従御家被成仰違乱之自

親父清〻千石儀御除之代官衆ニ一ニ可被出

と御済候之可付白飾他と　以為

為其為後日書状仍證文如件

慶長十九年七月廿六日

右衛門尉済

源元

借請人年[illegible]事

合[illegible][illegible][illegible]之

右件[illegible]請[illegible][illegible][illegible]之　依[illegible]六月内字[illegible][illegible]

相女年二十七　壹[illegible]一王女年十九歳　伎女童二人

共依為[illegible][illegible]伴[illegible]代可請也　但大根[illegible]仁

限三月於其身[illegible]請物支給[illegible]為[illegible][illegible]壽[illegible]　女童

[illegible]情取為伎奴原　逃亡死亡　仍同年女童一

人代二人[illegible][illegible]七年　為父買人内一人[illegible][illegible]

共今年[illegible]奉[illegible][illegible][illegible][illegible]配[illegible]國[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

[illegible]壹[illegible][illegible]自明年七月　二十年[illegible]月可[illegible][illegible][illegible]

為有其代女童[illegible]不弁父伎[illegible]　二十年[illegible]奉[illegible][illegible]

[illegible]限永年可入流[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]七[illegible][illegible][illegible]

以其状文為[illegible]永可[illegible][illegible]仍為後日状如件

[illegible]六年五月八日

源[illegible]

〻[illegible]六年五月八日
源[illegible]

ゆつりわたす孫四郎あつかるところの事
肥前国下松浦由うのうちミろらや北庄瑞浦地頭職
肥後国河尻庄福田村田内壹町同薗田内
壹町ちくせんの国岩戸郷内中原名ハ行法か知
行ふん一村事
右所領等ハ行法か重代相伝私領也、然に志あるに
よて次第手つきの本せう文以下文書をあいそへて孫
四郎にゆつりあたふる所也、[illegible]
所々北田むら山野ふたまてのこさす海[illegible]以下地頭職を
幸方知行、但孫四郎に[illegible]ゆつる[illegible]四
郎か子孫なくハ[illegible]あるへし、時ハ
[illegible]行法か子と
して[illegible]中[illegible]あるへからす
[illegible]ゆつる所也、[illegible]四郎
孫子孫々其他のさまたけなく知行仍為
後日ゆつり状如件

応安五年[illegible]四月十三日

沙弥行法

譲与　字ひめ[illegible]女の所〻　在肥前国
松浦さい[illegible]の西[illegible]
[illegible]
右件の所ハ[illegible]重代さう[illegible]の

なにかゝいつゆゐる所也、西願并ニ想願四郎
摩子々孫々其他のさまたけなく可知行仍為
後日ゆゐ状如件

應安五年（あし ね）壬四月十三日

沙彌行法

譲与字ひのうらの女の所ニ在肥前国
松浦さいかうしまのうちの西のうらや
たきのうら

右件の所ハ、屋祢聖重代さうてんの
ちのみやうしなりしかる間、此をかきいに
代々の手継のもんせうをあい
そへて譲所實也、さうし市女ニ譲所ニ
いらんあるへからす、所ハ一所也のこさす
（西のうらしまの田地のさかいハ中ゆし）
子々孫々にいたるまて知行あるへくそ
仍為後日譲状如件
永徳二年（みつのえいぬ）二月廿五日

屋祢聖

沙弥連覺